

令和5年度事業計画書

1 基本方針

一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金との連携のもと、配合飼料価格差補てん事業を基軸に、一般財団法人畜産環境整備機構が実施するリース事業、公益社団法人島根県畜産振興協会から受託する肉用子牛生産者補給金制度等の事業及び国、県が行う畜産振興に関する事業を会員の協力を得て実施し、当基金協会に加入する商系畜産経営者の経営安定に寄与する。

2 事業計画

当基金協会は、定款、業務方法書等の規定に基づき次の事業を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済への影響、ロシアウクライナ問題や急激な円安の影響等により、飼料価格は高騰を続けており畜産農家の経営は極めて厳しい状況に陥っており、今後の飼料価格の動向次第では、事態はさらに深刻化し、我が国の畜産農家が壊滅的な打撃を受ける恐れがあることから、早期情報収集に努め、それらに迅速に対応し加入者の要望に的確かつ迅速に応えるよう事業に取り組む。

(1) 配合飼料価格差補てん事業

配合飼料価格差補てん事業は、配合飼料価格が大きく値上がりした時に、当基金に加入している畜産経営者（以下、「加入者」という。）に対し価格差補てん金を交付することにより、飼料の値上がりによる畜産経営への影響を緩和し、加入者の畜産経営の安定を図ることを目的に実施されている。

この事業は一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金（以下、「全日基」という。）が定めた業務方法書に基づき実施され島根県では当基金協会が窓口となって事務処理を行っている。基金協会は加入者と4年毎に基本契約を締結するとともに全日基と補てん契約を締結している。令和5年度は、令和3年度に更新（契約期間R3.4.1～R7.3.31）した、基本契約に基づき事業を行う。

また、価格差補てん対象数量は事業年度毎に加入者と数量契約を締結し、この数量に基づき当基金協会が全日基と数量契約を締結し、加入者から積立金を徴収、全日基に納付する。

全日基は加入者及び飼料メーカーが負担する積立金をもって通常補てん財源（基金）を造成し、配合飼料の原料価格が上昇した場合に、一定の要件のもとに基金を取り崩して、加入者に通常価格差補てん金が交付される。

なお、公益社団法人配合飼料供給安定機構が管理する国及び飼料メーカーが負担する異常補てん金については、異常価格差補てん金が交付される際の事務処理を行う。

令和5年度における補てん事業の実施計画と業務は次のとおり。

1) 加入者との数量契約

区 分	加入者数	年間契約数量	備 考
合 計	190 人	80,000 トン	

2) 通常価格差補てん積立金の徴収と納付

加入者の飼料契約数量に応じて、四半期ごとに飼料荷受組合を通じて1トン当たり600円(R5見込み)の通常補てん積立金を徴収し、所定の期日までに全日基に納付する。

3) 別途納付金の徴収と納付

令和5年度に係る別途納付金の額については、令和5年1月中旬に暫定額が定められ、確定額は令和4年度第4四半期通常補てん額の確定後の4月下旬に決定される見込みで、それを受けて徴収し全日基に納付する。

4) 価格差補てん金の受領、交付

補てん金が交付される場合は、あらかじめ補てん対象期間における加入者別飼料購入実績を飼料荷受組合の協力を得てとりまとめ全日基に報告する。

全日基から補てん金を受領した場合には、これを速やかに加入者の指定金融機関口座に振り込む。

5) その他

令和5年度途中における基金間移動に伴う契約、契約の解除、その他補てん事業に伴う一切の業務を行う。

(2) 畜産高度化支援リース事業

一般財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)が実施する畜産高度化支援リース事業は、畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るため、畜産農家等に対して畜産環境整備に必要な施設等を貸し付ける事業である。

当基金協会は、該当する実施団体と要綱、要領等に基づき委託契約を締結し、受託者として、加入者から提出される貸付申請書類の受理・審査、委託機関への書類進達、貸付物件の検収業務等を実施するとともに、既貸付物件の貸付料等の徴収と納付などに付帯する業務を行う。

(3) 肉用子牛生産者補給金制度

肉用子牛生産者補給金制度は、肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に生産者に対して生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的とする国の制度である。

当基金協会は事業実施主体である公益社団法人島根県畜産振興協会(以下「振興協会」という。)と生産者補給金交付契約に係る事務について委託契約を締結し、受託者として飼料荷受組合傘下の肉用子牛生産者分について個体登録・販売・異

動・保留報告に係る書類の受理・点検・送付、生産者負担金の徴収・納付、補給金の交付に係る事務等の業務(一部委嘱)を行う。

令和5年度は、個体登録申請頭数を2,400頭、個体登録頭数を3,800頭で見込んでいる。

<参考>

肉用子牛生産者補給金制度の概要

1) 保証基準価格および合理化目標価格

- ① 保証基準価格～肉用子牛の生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮し肉用子牛の再生産を確保することを旨として定められている。
- ② 合理化目標価格～牛肉の国際価格の動向、肉用牛の肥育に要する合理的な費用の額からみて、肉用牛生産の健全な発展を図るため肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な生産費を基準として定められている。

2) 補給金の交付額と生産者積立金

- ① 平均売買価格が保証基準価格を下回り、合理化目標価格以上の場合
交付額：10/10 財源：国（(独)農畜産業振興機構）からの交付金
- ② 平均売買価格が合理化目標価格を下回っている場合
交付額：9/10 財源：機構助成 1/2、県助成 1/4、生産者負担金 1/4
- ③ 生産者負担金

業務対象年間(1業務対象年間は5年間、第7業務年度はR2～R6年度)における肉用子牛の価格動向に対応して補給金が交付できる水準を考慮して振興協会が定め生産局長が承認する。

令和4年度生産者負担金単価は1頭当たり、黒毛和種400円、交雑種800円、乳用種1,700円、その他専用種4,700円。

令和5年度の単価は未定。

(4) 肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)

本制度は平成30年12月30日「総合的なTPP等政策大綱」に基づきTPP協定発効に併せて肉用牛肥育経営安定特別対策事業が法制化され、事業内容を基本継続して補填金補填率が8割から9割に引き上げられた。

当基金協会は、事業実施主体である振興協会が定める肉用牛肥育経営安定交付金制度に係る業務方法書に基づき、振興協会と肥育牛生産者との間で締結された肥育牛補填金交付契約の事務について委託契約を締結し、受託者として、飼料荷受組合傘下の肥育牛生産者分について、個体登録、販売・異動報告に係る事務、及び、生産者負担金の徴収・納付、肥育牛補填金の交付に係る事務等を行う。

令和5年度は、個体登録申請頭数を6,200頭、個体登録頭数を6,200頭で見込んでいる。

<参考>

肉用牛肥育経営安定交付金制度の概要

肉用牛肥育経営は、もと牛の導入から出荷まで長期間を要し、かつ、生産費に占めるもと畜費の割合が大きいことから、もと畜価格と枝肉価格の水準によっては大幅な収益性の悪化が懸念される。この事業は、肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、肥育牛生産者の抛出と国の助成により造成した基金から粗収益が生産費

を下回った差額の90%を補填することにより、肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的に実施されている。

肉専用種の算定には全国算定方式と地域算定方式があり、島根県は平成30年度から本県の肉用牛取引と直結した地域算定方式を選定している。

事業の内容

四半期毎の肥育牛1頭当たりの粗収益が、生産費を下回った場合に、肥育牛生産者に補填金が交付される。

- | | |
|-----------|---------------------------|
| ① 抛 出 割 合 | 肥育牛生産者：国＝1：3 |
| ② 事業実施期間 | 令和4年4月1日～令和7年3月31日(暫定3年間) |
| ③ 補 填 割 合 | 1頭当たりの生産費と粗収益の差額の90% |
| ④ 対 象 品 種 | 肉専用種・交雑種・乳用種 |
| ⑤ 対 象 者 | 肥育牛生産者 |

令和4年度生産者負担金単価は1頭当たり、肉専用種18,000円、交雑種19,000円、乳用種19,000円。

令和5年度の単価は未定。

(5) 管理・運営事項

1) 総会の開催

年1回通常総会を開催し、また必要に応じて臨時総会を開催する。

2) 役員会

基金協会運営上の重要事項を審議するための理事会を2回以上開催する。

(6) その他

島根県及び畜産関係団体と緊密な連携を図り、各種の事業に参画・協力し広く情報の収集につとめ、加入者の経営安定に資するものとする。